

(改正後全文)

障企発第 0227001 号

平成 15 年 2 月 27 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について

身体障害認定の取扱いについては、平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」及び平成 15 年 1 月 10 日障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」により示し、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたところである。

これにより、身体障害認定基準及び身体障害認定要領のうち、今回の改正部分に係る疑義回答の多くが平成 15 年 4 月 1 日以降は無効となることや、その他の疑義回答においても内容を整理する必要があることから、これらの疑義回答に関する下記の通知を平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止するとともに、標記については本通知の別紙において「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」として取りまとめ、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたので、内容を十分にご理解の上、管下の関係諸機関への周知等その取扱いに遺憾なきようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置付けられるものである。

記

- ・障害の認定について（昭和 34 年 4 月 17 日更発 59 号）
- ・肢体不自由に係る障害認定について（昭和 45 年 5 月 28 日社更第 47 号）
- ・肢体不自由に係る障害認定について（昭和 47 年 3 月 23 日社更第 38 号）

- ・肢体不自由に係る身体障害者の障害認定について（昭和 49 年 10 月 11 日社更第 136 号）
- ・身体障害者手帳の障害程度の決定について（昭和 50 年 7 月 18 日社更第 100 号）
- ・身体障害者手帳交付に関する疑義について（昭和 50 年 7 月 18 日社更第 100 号）
- ・身体障害者の障害認定について（昭和 50 年 8 月 4 日社更第 103 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定に関する疑義について（昭和 53 年 12 月 27 日社更第 146 号）
- ・身体障害者の障害程度認定について（昭和 54 年 2 月 13 日社更第 14 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定に関する疑義について（昭和 54 年 6 月 28 日社更第 88 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 54 年 12 月 6 日社更第 185 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 55 年 1 月 8 日社更第 3 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 55 年 5 月 21 日社更第 87 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 55 年 9 月 1 日社更第 152 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 56 年 4 月 18 日社更第 55 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 56 年 12 月 3 日社更第 191 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 57 年 4 月 1 日社更第 55 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（昭和 57 年 6 月 7 日社更第 111 号）
- ・身体障害者障害程度等級の認定等の取扱いについて（昭和 59 年 10 月 25 日社更第 170 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定に関する疑義について（昭和 62 年 10 月 23 日社更第 224 号）
- ・呼吸器機能障害の障害認定について（昭和 62 年 10 月 23 日社更第 225 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（平成 4 年 10 月 12 日社援更第 57 号）
- ・身体障害者の障害程度の認定について（平成 5 年 3 月 30 日社援更第 88 号）